

## Contents. ～目次～

## ＜お知らせ＞

- 毎月確認しましょう！被扶養者の収入額・・・・・・・・・・2
- 公費を受けたら共済組合に届け出ましょう・・・・・・・・・・2
- 交通事故などによってけがをしたときは？・・・・・・・・・・3
- 育児休業中の掛金免除となる要件が変わります！・・・・・・・・4
- 育児休業手当金の給付延長について知ろう・・・・・・・・・・5
- 育児休業手当金及び介護休業手当金給付日額上限額が変わりました・・6
- 活用しましょう！ジェネリック医薬品・・・・・・・・・・6
- 障害厚生年金について・・・・・・・・・・7
- 被扶養者に特定健康診査受診をすすめてください！・・・・・・・・8
- 健康情報提供冊子「QUP i O+（クピオプラス）」・・・・・・・・8
- 令和3年度公立学校共済組合決算の概要・・・・・・・・・・9～10
- 早めに知りたい！退職時の貸付金の取扱いについて・・・・・・・・11
- 一部繰上償還の申込みは12月13日（火）必着です・・・・・・・・11
- 退職後の互助組合の制度「退職医療制度」の御案内！・・・・・・・・12
- 互助組合の貸付けを御利用ください！・・・・・・・・・・13
- 有期職員の互助組合加入手続・・・・・・・・・・14
- 福祉事業の御案内・・・・・・・・・・14
- 令和3年度一般財団法人広島県教育職員互助組合決算の概要・・・・・・・・15
- 共済組合制度の適用範囲が拡大されます・・・・・・・・・・16

## ＜募集・利用＞

- 器官別検診（レディース、大腸がん）・・・・・・・・・・17
- 健康づくり宣言・・・・・・・・・・17
- アイリスプラン・・・・・・・・・・18
- 臨床心理士ひとことコラム～シリーズ「セルフケア」～・・・・・・・・19
- 芸術・文化鑑賞招待・・・・・・・・・・20～21

## 毎月確認しましょう！被扶養者の収入額

～被扶養者等の検認を終えて～

被扶養者等の検認事務については、御協力いただきありがとうございました。

今回の検認で、多く見受けられた事例をいくつか御紹介しますので、参考にしてください。

検認は毎年行います。今後も被扶養者の収入状況を常に把握するとともに、確認書類（給与明細書や送金確認書類等）は適切に保管するようお願いします。



### ●不足書類（実際の不足・問合せが多かったもの）

- ・別居の被扶養者への送金確認書類（原則手渡しは認められません。）
- ・被扶養者のアルバイト等の給与支給明細書
- ・被扶養者の雇用条件が分かる書類（非常勤講師の勤務条件説明書等）

### ●扶養手当の支給があるとき

扶養手当の支給があるときは、被扶養者の検認における添付書類が省略できますが、収入の確認が不要なわけではありません。扶養手当の有無に関わらず、被扶養者の収入状況は常に確認しましょう。

### ●パート収入が4か月連続して108,334円以上あった

パート・アルバイト等で、月々の収入が変動する場合、月額108,334円以上収入がある月が4か月連続したときは4か月の初日に、認定取消となります。

ただし、勤務条件説明書等で収入見込が立つ場合は、雇用時点で認定取消となります。

### ●被扶養者の収入の12か月の累計が130万円以上あった

被扶養者の収入の12か月の累計が130万円以上になったときは超過した月の初日に、認定取消となります。（12か月の期間は暦年や年度ではなく、9月から翌年の8月、12月から翌年の11月などのように、どの12か月の累計が超えても認定取消となります。）

### ●非課税収入を含めた額で計算すると限度額を超えていた

被扶養者の収入には、遺族年金や障害年金などの非課税収入も含まれます。所得証明書等に記載されないため、非課税収入の有無について確認しましょう。

## 公費を受けたら共済組合に届け出ましょう

県や市町村は、さまざまな医療費の助成（公費）を行っており、その対象者に公費の受給者証を交付しています。（指定難病、自立支援、重度心身障害、ひとり親等）

医療費の助成と当共済組合からの給付金の二重給付を避けるため、公費の受給者証の交付を受けたときや、既に届け出ている内容に変更が生じたときには、所定の様式（様式集 § 9-039）により当共済組合に届け出てください。

## 交通事故などによってケガをしたときは？

交通事故などの第三者の行為によってケガをした場合、その医療費は原則として加害者が全額（10割）負担すべきです。しかし、すぐに加害者が負担できない場合は、組合員証を使用して医療機関を受診することが可能です（3割を窓口で負担）。この場合、残りの7割等は共済組合が立て替えることとなりますので、**必ず共済組合に連絡してください**。提出書類等を案内します。

※ 連絡がなくても、医療機関から届く診療報酬明細書（請求書）により**共済組合が第三者加害行為を知った時点で**、所属所へ確認を行い、書類を依頼します。

交通事故以外にも  
組合員証を使用できない  
場合があるんだね！



### 第三者加害行為の種類

第三者加害行為は、交通事故だけではなく。

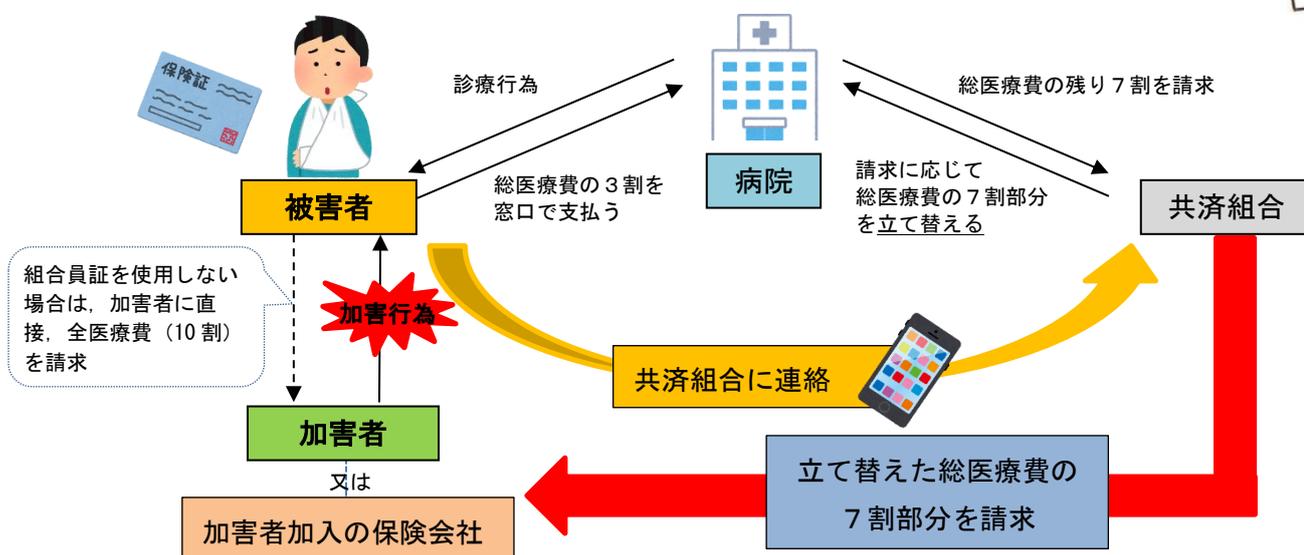


### 示談について

示談で請求権の全部又は一部を放棄した場合、共済組合が立て替えた医療費（7割）等を加害者に請求できなくなることがあります。その場合は、組合員に請求することもありますので、示談する前に必ず共済組合に連絡してください。

共済組合に連絡せずに示談を進めると7割部分等の請求についてトラブルになりやすいよ。必ず連絡してね！

### 組合員証を使用して受診した場合



## 育児休業中の掛金免除となる要件が変わります！

育児休業中は掛金免除の要件を満たせば全額免除しますが、令和4年10月1日から免除要件を一部変更します。掛金免除するには共済組合への申出が必要ですので、申出時や免除要件に該当するか判断がつかない場合等、不明な点があればお問合せください。



### 令和4年9月までの免除要件

#### 1 毎月給与・期末勤勉手当

支給月の月末時点で育児休業中であること。

### 令和4年10月からの免除要件 ※変更点は網掛

#### 1 毎月給与

支給月に下記①、②の**いずれかに**該当すること。

- ① 月末時点で育児休業中であること。
- ② 育児休業開始日と復帰日が同月の場合、その育児休業期間が**2週間（14日）以上**であること。

【例】以下の場合における、11月給与支給に係る掛金について

育児休業期間	免除	要件
10月1日～11月30日	○	上記①に該当
10月1日～11月29日	× *	上記①・②いずれにも非該当
11月10日～11月29日	○	上記②に該当
11月20日～11月29日	×	上記①・②いずれにも非該当
11月20日～11月30日	○	上記①に該当

※ 10月給与支給に係る掛金は免除。

#### 2 期末勤勉手当

支給月に下記①、②の**いずれも**満たしていること。

- ① 月末時点で育児休業中であること。
- ② 育児休業期間が**1か月を超えている**こと。

【例】以下の場合における、12月期末勤勉手当支給に係る掛金について

育児休業期間	免除	要件
11月1日～12月15日	×	上記①を満たしていない
12月1日～12月31日	×	上記②を満たしていない
12月2日～1月1日	×	上記②を満たしていない
12月1日～1月1日	○	上記①・②いずれも満たしている
12月2日～1月2日	○	上記①・②いずれも満たしている

## 育児休業手当金の給付延長について知ろう

育児休業手当金は、育児休業を取得し給料をもらっていない期間、収入を補う目的で支給される給付のことで、原則として育児休業に係る子が1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）まで支給されます。しかし、法務省令で定める要件に該当する場合、1歳6か月に達する日まで（最長2歳まで）延長して受給することができます。

### 育児休業手当金の支給が延長できるのはどんなとき？

育児休業に係る子が1歳（再延長の場合は1歳6か月）の時点で、**職務に復帰する予定であったのに、次の理由に該当するために職務復帰ができなかった場合**に、育児休業手当金の延長の申請ができます。

1歳の時点で復帰予定がない場合、その後の支給の延長はできません。

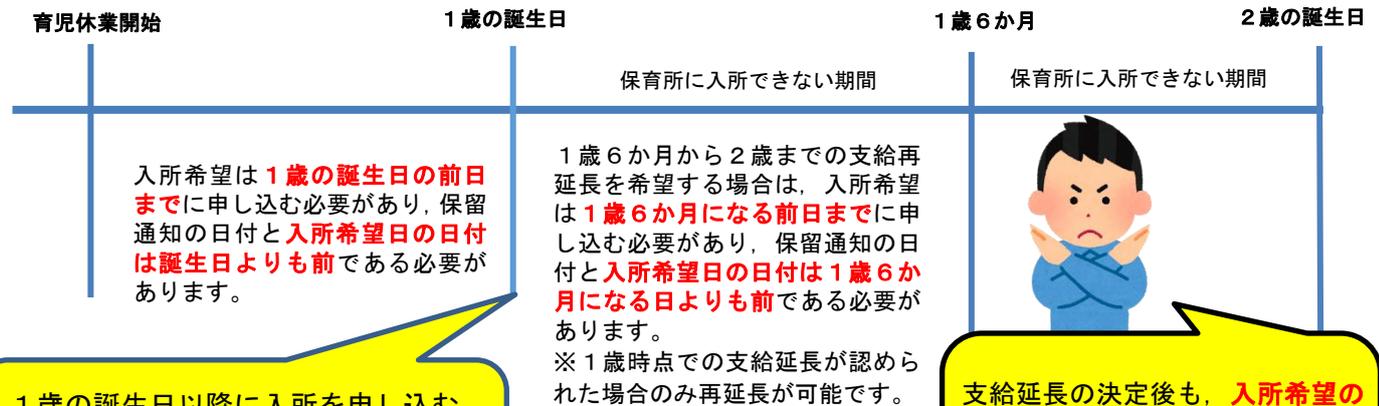


- ・育児休業に係る子について、保育所への入所（＝復職）を希望しているのに入所できない場合
- ・配偶者が育児休業を取得し、自分は復職する予定であったが、配偶者の死亡・婚姻の解消・別居等により復職できなくなったとき

### 保育所への入所を希望しているのに入所できない場合について

延長要件の中で、最も多いお問合せですが、次の点に注意してください。

育児休業に係る子が**1歳に達する日の翌日（1歳の誕生日）**までを保育所等の入所日として、**1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）**までに申込みを行ったが保育が実施されない場合が延長対象です。



1歳の誕生日以降に入所を申し込むと、支給延長対象にならないため、注意！

支給延長の決定後も、**入所希望の取下げは行わない**でください！  
復職の意思がないと認められた場合、支給対象外となります。

### ●支給要件に該当しない事例

入所希望日を、1歳の誕生日を過ぎた日付にしているとき。

保育所の入所が決定したとき。  
（復職可能となるため、支給対象外）

保育所の入所を辞退したり、入所希望の取下げをしたりしたとき。  
（復職の意思がないと判断）

保育所への入所申込において**落選希望**であることが明らかなきとき。



復職したいけどできないことが要件なんだね！

## 育児休業手当金及び介護休業手当金 給付日額上限額が変わりました

短期給付係  
(082) 513-4957

雇用保険法に定める賃金日額が変更されたことに伴い、地方公務員等共済組合法第70条の2及び第70条の3に規定する育児休業手当金及び介護休業手当金の給付日額の上限相当額が変更されました。

### 1 変更内容（給付日額の上限額）

#### (1) 育児休業手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率 50%適用の場合	10,240 円	→ 10,356 円
給付率 67%適用の場合 ※育児休業開始から 180 日以内	13,722 円	→ 13,878 円

#### (2) 介護休業手当金

	変更前の額	変更後の額
給付率 67%適用	15,102 円	→ 15,266 円

### 2 適用時期

令和4年8月1日以降の期間について支給される育児休業手当金及び介護休業手当金に適用



## 活用しましょう！ジェネリック医薬品

短期給付係  
(082) 513-4957

ジェネリック医薬品は、特許が切れた薬（先発医薬品）と**同じ主成分で作られた低価格な薬**です。ジェネリック医薬品を希望する場合、病院（あるいは保険薬局）で医師（薬剤師）にその旨をお伝えください。

### ジェネリック医薬品の特徴は

#### 1 同じ主成分、同じ効き目で安い薬です

国が厳正な審査を行い、新薬（先発医薬品）と効果が同じと認められた薬です。

#### 2 医療費にも家計にもやさしい薬です

特許切れの新薬を元に作られ、開発コストが少ない分、低価格です。

#### 3 安全性の保障された薬です

ずっと使用されてきた新薬の成分で作られているので、安心です。



## 障害厚生年金について

障害厚生年金は、組合員が在職中に初診日のある病気やケガ等によって、障害等級 1 級から 3 級に該当する障害の状態になった場合に請求することができます。

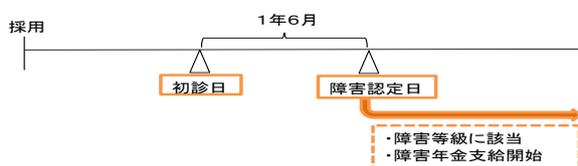
### 受給要件（次の 1 から 3 の要件を満たす必要があります。）

- 1 在職期間中に初診日があること
- 2 障害認定日において障害等級 1 級から 3 級に該当すること
- 3 初診日の前日において保険料納付要件を満たしていること

- \* 初診日・・・障害の原因となった病気やケガ等により、初めて医師の診断を受けた日をいいます。
- \* 障害認定日・・・原則、初診日から 1 年 6 月を経過した日をいいます。ただし、**特例症例**の場合で、下表の右の日が初診日から 1 年 6 月を経過した日より早いときは、その日が障害認定日となります。
- \* 障害等級・・・共済組合が認定する障害等級が 1 級又は 2 級の場合には、国民年金制度から「障害基礎年金」が併せて支給されます（身体障害者手帳の認定基準とは異なります）。

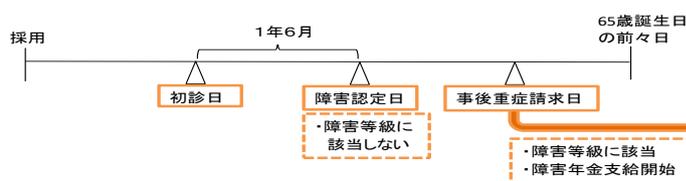
#### 【主な特例症例】

症例の現象	障害認定日となる可能性のある日
① 上肢・下肢の切断・離断	切断・離断した日
② 人工骨頭、人工関節挿入、置換	挿入・置換の日
③ 心臓ペースメーカー、人工弁の装着	装着した日
④ 人工透析療法の施行	透析開始から 3 か月を経過した日
⑤ 人口肛門を造設、尿路変更術を施行	造設、施行した日から 6 か月を経過した日
⑥ 人口膀胱を造設	造設した日
⑦ 喉頭の全摘出	全摘手術をした日
在宅酸素療法の実施	在宅酸素療法を開始した日



### 事後重症制度

障害認定日において障害等級に該当しない場合でも、その後に傷病の症状が進行し、65 歳に達する前日（65 歳の誕生日の前々日）までに障害等級 1 級から 3 級に該当する障害状態になった場合は、障害厚生年金を請求することができます。



### 請求手続きについて

障害厚生年金は在職中でも請求することができます。障害厚生年金の請求をお考えの際は、事前に公立学校共済組合広島支部（長期給付係）へ連絡してください。



## 被扶養者に特定健康診査受診をすすめてください！

健康管理係  
(082) 513-4956

特定健康診査は、生活習慣病につながるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。40歳から74歳までの被扶養者の皆様に特定健康診査を受診していただけるよう、6月下旬に被扶養者の御自宅へ受診券を送付しています（※）。

特定健康診査は受診券があれば無料で受診できます。ぜひ健康管理にお役立てください！

※ 1年を通じて被扶養者である方を対象にお送りしています。今年度途中で被扶養者になった等により受診券が届いていない方で、今年度特定健康診査を受診しておらず、受診を希望される場合はお問い合わせください。

また、受診券を紛失された場合は、再発行しますので御連絡ください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況により受診できる時期が変動する可能性がありますので、健診機関のホームページ等を御確認の上、御予約・御利用ください。

また、特定健康診査の受診機関等については、支部ホームページを御覧ください。

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/tetsuduki/tokutei/index.html>



## 健康情報提供冊子「QUPiO+（クピオプラス）」

健康管理係  
(082) 513-4956

生活習慣病対策の一環として、特定健康診査結果<sup>(注)</sup>に基づく個別性の高い健康情報冊子「QUPiO+（クピオプラス）」を10月以降、所属所を通じて順次お送りします。

健診結果を項目別に分析し、生活習慣病を発症するリスクの算出や健康に関するアドバイスなどがこの1冊にまとめられています。あなたの健康状態や性別・年代に応じた、取組も紹介されていますので、できることから日々の生活に取り入れ、今後の生活習慣病予防に御活用ください。

### 対象者

令和4年度に達する年齢が40歳以上の組合員本人及び被扶養者で、

令和4年度中に特定健康診査を受診した者

※ ただし、特定健康診査項目の結果データが全て揃っていない者、結果データの提供が遅い者は配付対象から除きます。



「QUPiO+（クピオプラス）」は生活習慣改善のヒントが詰まったあなた専用の健康冊子です。是非、毎日の生活を見直してみませんか？



(注) 特定健康診査は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40歳から74歳までの組合員及び被扶養者を対象に実施しています。

## 令和3年度公立学校共済組合広島支部決算の概要

共済組合は、組合員の掛金・保険料及び地方公共団体の負担金を財源として事業を行っています。

医療給付等を行う短期給付事業、年金給付を行う長期給付事業、福祉の向上を目的とした福祉事業（保健、貸付）の経理概要を報告します。

### 組合員数等の状況（令和4年3月末）

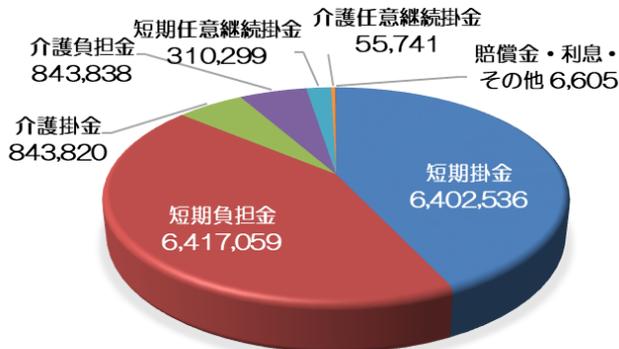
（単位：人）

区 分	組合員数			被扶養者数 (B)	1人当たり被扶養者数 (B) / (A)
	男性	女性	合計 (A)		
一般組合員	9,999	13,858	23,857	14,934	0.63
任意継続組合員	399	294	693	296	0.43
計	10,398	14,152	24,550	15,230	0.62

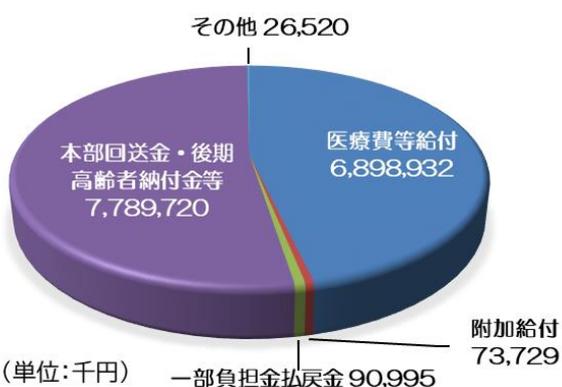
### 各経理の状況（令和4年3月末）

#### 1 短期給付事業

短期給付事業は、組合員とその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡及び災害等の給付を行う事業です。収入及び支出は、次のとおりです。



収入 (単位:千円)



支出 (単位:千円)

#### 2 長期給付事業

長期給付事業は、組合員の老齢・障害又は死亡等の事由による年金等の給付を行う事業です。支部においては、組合員等から徴収した掛金・負担金等のすべての資金を本部へ送金しています。各経理の収入は次のとおりです。

厚生年金保険経理 (単位:千円)



退職等年金経理 (単位:千円)



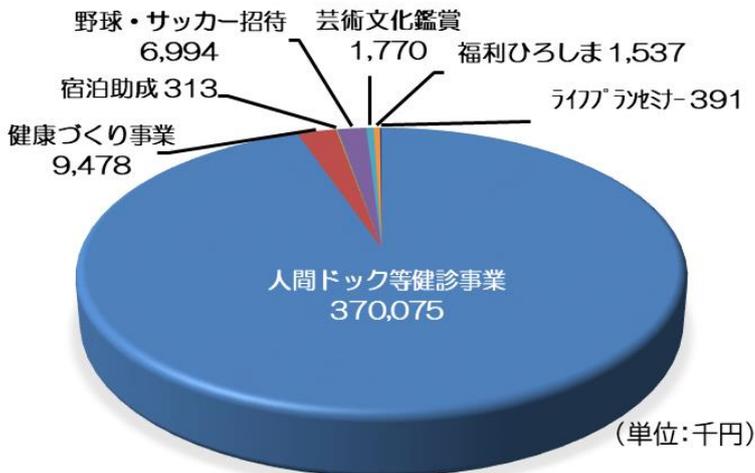
経過的長期経理 (単位:千円)



### 3 保健事業（保健経理）

保健事業では、組合員とその被扶養者の健康の保持増進及び元気回復を図ることを目的に各種の事業を実施しています。

事業の実施状況及び予算の執行状況は、次のとおりです。



人間ドックの実施状況 (単位:人)

健診区分	コース	受診人数
指定年齢健診	1日	6,774
シニア健診	1日	4,249
合計		11,023



### 4 貸付事業（貸付経理）

貸付事業では、一般貸付をはじめとして、住宅、介護住宅、住宅災害、教育、災害、医療、結婚、葬祭、高額医療、出産及び特別貸付の12種類の貸付を行っています。

令和3年度の新規貸付件数及び貸付金額は、次のとおりです。

貸付種別	件数	金額 (千円)
一般 (特別を含む)	98	148,598
住宅 (介護住宅を含む)	24	158,081
住宅災害貸付	0	0
教育貸付	20	42,000
災害貸付	0	0
医療貸付	3	3,600
結婚貸付	3	4,100
葬祭貸付	2	2,600
高額医療	0	0
出産	0	0
合計	150	358,979



## 早めに知りたい！退職時の貸付金の取扱いについて

共済から貸付けを受けている皆さまは、給料やボーナスから「共済償還金」として控除されています。  
退職時に残っている償還金は退職手当から控除されます。退職手当からの控除に係る手続は不要です。

### 退職手当から控除される金額の内訳

【令和5年3月末に退職し、令和5年4月19日に退職手当支給の場合】

次の①から④の合計額が控除されます。

毎月償還分	①令和5年3月末時点の未償還元金 + ②4月分利息
ボーナス償還分	③令和4年12月末時点の未償還元金 + ④1月～4月分経過利息

### 退職手当から全額又は一部金額が控除できない場合は

「納付通知書」を御自宅に送付します。指定の期日までに振込んでください。

### 退職前に一括返済したい場合は

全額繰上償還を御利用ください。

返済希望月の前月20日必着（20日が土日祝日の場合は前日）で、「全額繰上償還申出書」を共済組合に提出してください。【下記注意事項参照】

例：11月18日（金）締切で「全額繰上償還申出書」を提出する場合

- ① 12月初旬に共済組合から納付通知書が届く。
- ② 12月の給料とボーナスから定期償還分が控除される。
- ③ 12月20日までに12月末の未償還元金を共済組合に振込む。

※ 詳細はお問合せ、もしくはホームページを御覧ください。



全額繰上償還の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月返済月分の提出締切は12月13日（火）必着です。</li> <li>● ボーナス併用償還をしている場合は、11月返済月（10月20日（木）提出締切分）については申込できません（12月ボーナス控除手続のため）。</li> <li>● 令和4年度末（令和5年3月31日付け）で退職される方は、退職手当からの控除手続の関係上、最終締切日は令和5年1月20日（金）となります。</li> <li>● 住宅貸付け等で、所得税に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合は、繰上償還を行うと特別控除の対象から外れる場合がありますので御注意ください。（住宅借入金等特別控除については、所轄の税務署にお問合せください。）</li> </ul>
-----------------	--

## 一部繰上償還の申込みは12月13日（火）必着です

一部繰上償還は年2回（6月締切、12月締切）のみの受付です。一部繰上償還を希望する場合は、「一部繰上償還申出書」を12月13日（火）必着で共済組合に提出してください。

※ 詳細はお問合せ、もしくはホームページを御覧ください。

## 退職後の互助組合の制度「退職医療制度」の御案内！

互助組合では、退職後も安心して生活できるよう組合員の相互扶助による「退職医療制度」を設けており、退職後の医療費の自己負担を軽減する医療費等の給付、人間ドック助成などの福祉事業を実施しています。

退職時に互助組合員であった人で、退職日の翌日の満年齢が満45歳以上の方が加入できます。

県職員、警察職員及び市町職員の互助会にはない制度で、令和3年度末時点で8,776人が加入されています。

### 【主な事業例】

療養補助金	<p>病院・薬局などの保険医療機関にかかられた場合、医療費総額の2割を70歳に達する年度末まで補助します。</p> <p>※ 自己負担額が医療費総額の2割を下回る場合は、自己負担額を限度として支給します。</p> <p>（例）総医療費が10,000円で、窓口自己負担額が3,000円（3割）の場合、療養補助金を請求されると2,000円（2割）を支給します。</p> <p>※ 健康保険適用の医療費が対象で、医療機関ごとに月最高63,600円の補助を限度とします。</p> <p>&lt;現況&gt;令和3年度（1年間）の給付総額は111,325千円でした。</p>
人間ドック助成	<p>1日人間ドック健診料金の一部（12,000円）を助成します。</p> <p>※ 県内18ヶ所の健診機関で受診することができます。</p> <p>&lt;現況&gt;多くの組合員が定期的な人間ドックの受診によって、病気の早期発見・早期治療で健康を維持されています。</p>
入院助成金	<p>引き続き7日以上入院した場合、1日1,000円を助成します。</p> <p>※ 1会計年度につき、合計60日間60,000円を限度とします。</p> <p>&lt;現況&gt;高齢の組合員は入院の頻度が高くなり、複数回・数年にわたり助成金を受けられています。</p>
慶 祝 金	<p>70歳以上の長寿年齢に達したときに支給します。</p> <p>※ 古希、喜寿、傘寿、米寿、卒寿、白寿に10,000円～50,000円を支給します。</p> <p>&lt;現況&gt;組合員の平均年齢は78.6歳で、最高齢は103歳の御長寿です。</p>
健康記念	<p>70歳に達する年度末まで療養補助金を受給しなかった場合に3万円を支給します。</p>
死亡弔慰金	<p>退職医療組合員が死亡したときに、加入期間に応じて、遺族に2～20万円を支給します。</p>

「療養補助金」と「健康記念」を除く事業は終身御利用いただけます。

その他、広報紙を発行し、事業のお知らせや募集を行っています。

加入については、「退職医療組合員申出書」及び「退会給付金請求書」を退職日から30日以内に互助組合へ提出してください。掛金は、退職時の年齢に応じた金額を加入時に一括納入していただきます。

### <注意>

- 療養補助金の1年間の給付総額は、各組合員の健康状況等によって大きく違う場合があります。
- 退職医療制度の各事業の財源は、新規加入者の納入する掛金とその運用収益です。

近年の超低金利に伴う利息収入の減少、加入者の減少、組合員の高齢化に伴う給付額の増加、定年延長などが財政状況に影響を与えていくものと考えられ、今後、現在の給付額の大幅な減額等の調整を行う必要が生じる可能性があります。

## 互助組合の貸付けを御利用ください！

令和4年1月1日から貸付利率を年利 1.26%→1.00%に引き下げています。

# 貸付利率は、 1.00%



種類	貸付限度額	年利率	添付書類
一般	200万円	1.00%	不要
特別	100万円	1.00%	結婚, 入学・修学, 医療, 葬祭, 海外研修, 海外赴任に関する書類等
住宅災害	100万円	無利息	住宅災害に関する書類等
訴訟	100万円	無利息	訴訟に関する書類等

- ❖ 申込書類は3枚です（互助組合のホームページの様式ダウンロード集を御利用ください。）。
- ❖ 送金は毎月19日と28日、申込締切日からおよそ20日後です。
- ❖ 償還は元利均等返済、毎月同じ金額が給与控除となります。

### 月額償還額

申込金額	20万円	30万円	50万円	100万円		150万円	200万円
償還回数	40回 (一般・特別)	50回 (一般・特別)	50回 (一般・特別)	100回 (特別のみ)	72回 (一般のみ)	72回 (一般のみ)	72回 (一般のみ)
令和4年1月以降の償還月額	5,086円	6,128円	10,214円	10,426円	14,315円	21,473円	28,631円

### 「借替え」について

- 現在、貸付償還中の貸付種類と同一の貸付種類の貸付け（「借替え」という。）を行う場合、申込金額から償還残金を差し引いた金額が送金となります。
- 償還回数が24回未満の場合は借替えできませんので、御注意ください。

## 有期職員

臨時的任用職員  
任期付職員、再任用職員  
会計年度任用職員

## の互助組合加入手続

互助組合  
(082) 228-1386

互助組合に加入を希望される有期職員の方は、**共済組合の資格取得日から起算して 20 日以内に「互助組合加入申込書」を提出（必着）**してください（様式は互助組合ホームページ（[www.gojo.or.jp/](http://www.gojo.or.jp/)）に掲載しています。）。加入すると、貸付事業及びリフレッシュ給付金を除く互助組合の事業を御利用いただけます。

※ 申込書の提出時期等によっては、加入月からの掛金の給与控除ができないため、翌月や翌々月から遡って控除が開始されることがあります。

## 福祉事業の御案内

互助組合  
(082) 228-1386

### 被扶養配偶者人間ドック助成事業

組合員の被扶養配偶者の方で、令和4年度中に、**満年齢 40、45、50、55、60 歳**に達する方が、人間ドックを受診された場合に、健診費用（オプション検査料を除く。）のうち、**30,000 円を限度**として助成します。

※ オプション検査を除く健診費用が 30,000 円を超えている場合に限りです。

### 長期療養者見舞金事業

引き続き**3か月以上病休**、療養又は休職された組合員に、**10,000 円**を支給します。

※ 引き続きいた病休等の1期間中で1回支給します。（1会計年度1回を限度）

### 育児サポート事業

組合員及び組合員の配偶者（共済組合の被扶養者であることを要しない。）が出産された場合に、月刊育児誌「赤ちゃんと！」を1年間（12冊）、初回時に「お医者さんにかかるまでに」1冊を配付します。申請書の提出期限は、出産後6か月以内です。

※ これらの事業の請求書は、互助組合のホームページ（[www.gojo.or.jp/](http://www.gojo.or.jp/)）からダウンロードして使用してください。

## 令和3年度一般財団法人広島県教育職員互助組合決算の概要

互助組合は、組合員の掛金及びその運用収益を財源として各事業を行っています。令和3年度は、前年度と同様の事業を実施し、令和4年6月9日に理事会、6月27日に評議員会が開催され、「令和3年度事業執行報告及び決算」が原案のとおり承認されました。

### 組合員数の状況（令和4年3月末）

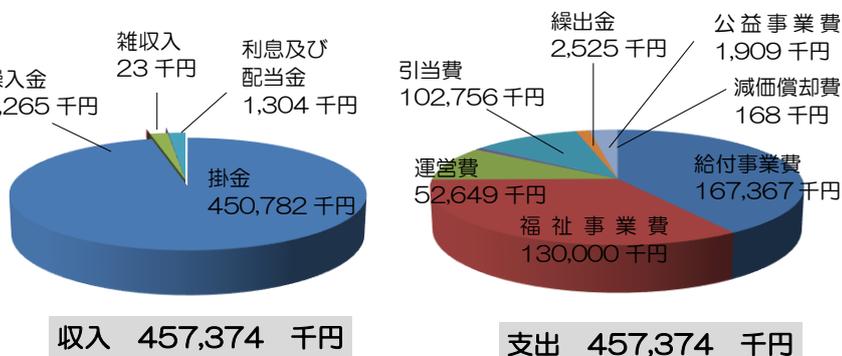
（単位：人）

任用期間に定めのある職員の加入が増加したことにより、県費組合員は増加しましたが、広島市費組合員の退職等（平成29年度の権限移譲後は新規加入者なし）に伴い、市町費等組合員は減少し、全体では507人の増加となりました。

県費組合員	市町費等組合員	合計
14,917	3,078	17,995

### 給付事業、福祉事業、公益事業（一般会計）

給付事業は、医療、介護休暇、死亡、災害等に対する給付、福祉事業は、リフレッシュ給付金、人間ドック助成等の事業、公益事業は県立図書館へ児童図書寄贈等の事業です。令和3年度の事業総額は給付対象者の減少により前年度から少し減少しています。令和4年度も引き続き健全な財政状況を維持していける見込です。令和3年度の一般会計の収入及び支出は次のとおりです。



### 貸付事業（貸付金特別会計）

互助組合の貸付利率は、令和4年1月から年利1.00%で実施しています。貸付けの申込は近年減少が続いており、令和3年度末の貸付総件数及び総額は、前年度より121件167,800千円の減少となりました。令和3年度の貸付申込件数及び貸付金額は次のとおりです。

区分	件数 (件)	金額 (千円)
一般資金	159	263,600
特別資金	30	28,300
合計	189	291,900

### 退会給付金事業（退職準備資金積立特別会計、退職医療給付特別会計）

互助組合では、退職等に伴い退会されたときに退会給付金（特別退職給付金、生涯福祉給付金、特別返還金）を支給しています。これらの給付金は、現職中に納入していただいた一般掛金（平成15年度まで納入分）、生涯福祉掛金及び退職医療掛金の総額相当額から一部を控除した金額を支給しています。令和3年度の給付件数及び給付金額は次のとおりです。

区分	件数 (件)	金額 (千円)
特別退職給付金	684	306,534
生涯福祉給付金	2,494	160,582
特別返還金	2,498	236,496
合計	5,676	703,612

## 共済組合制度の適用範囲が拡大されます

令和4年10月1日から、共済組合制度が次のとおり変わります。

詳細は、9月下旬に、改めてお知らせします。

- ◆ 共済組合制度の適用範囲が拡大され、全ての事業が適用される「一般組合員」制度とは別に、短期給付及び福祉事業が適用される「短期組合員」制度が新設されます。
- ◆ これまで「一般組合員」であった臨時的任用職員の方は、短期組合員となります。（日本年金機構が厚生年金保険を実施）
- ◆ 2か月以内の期間を定めて任用され、その期間を超えて任用されることが見込まれない方は、共済組合制度の適用外となります。

掛金等関係：  
 経理貸付係 (082) 513-4955  
 資格関係：  
 短期給付係 (082) 513-4957  
 年金関係：  
 長期給付係 (082) 513-4959  
 保健事業関係：  
 健康管理係 (082) 513-4954  
 広報関係：  
 福利調整係 (082) 513-4951



### 短期組合員の適用対象者

公立学校等に勤務する臨時的任用職員、会計年度任用職員、任期付短時間勤務職員又は再任用短時間勤務職員（いずれも類似の職を含む。）のうち、次の要件の①又は②のいずれかを満たす方（2か月以内の期間を定めて任用され、その期間を超えて任用されることが見込まれない方を除く。）

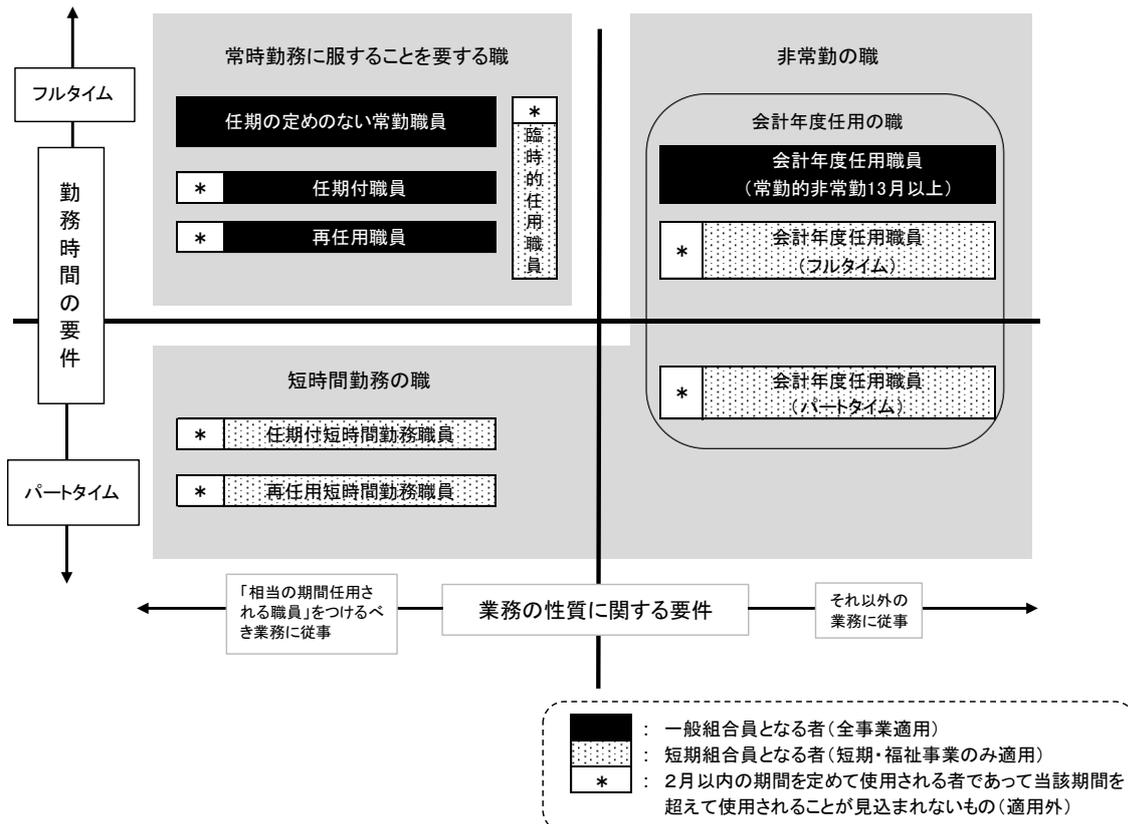
① 1週間の所定労働時間及び1か月間の所定労働日数が常勤職員の4分の3以上である方

② ①の要件を満たさない者のうち、次の要件を全て満たす方

- 週の所定労働時間が20時間以上であること。
- 報酬の月額が8万8千円以上であること。
- 学生でないこと。

注：会計年度任用職員（フルタイム）のうち、13か月目の初日以降の職員は「一般組合員」となります。

### 改正後の共済組合制度の適用範囲





## 器官別検診（レディース、大腸がん）

健康管理係  
(082) 513-4956

器官別検診について、次のとおり実施します。申込締切は **9月30日(金)** ですので、御注意ください。

検診項目 (実施時期)	検診方法・内容	対象者	自己負担額
レディース検診 (令和4年11月 ～令和5年2月)	検診車による巡回検診（県内30会場） 乳がん検診，子宮頸がん検診，骨密度検査 ※ 乳がん検診では，40歳以上の方は「マンモグラフィ」（乳房のX線撮影），39歳以下の方は「乳腺エコー」（超音波検査）となります。	女性組合員※	550円
大腸がん検診 (令和4年12月)	指定期間内で検診業者への検体郵送による便潜血検査 (自宅で採取し，ポストに投函するだけです。)	41歳以上の 組合員※	550円

※ 人間ドックで上記検診を受診した方及び受診予定の項目について，重複してこの器官別検診を受診することはできません。

※ 詳細及び申込方法については令和4年8月19日付け通知を御覧ください。

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/seikatusyukanbyo/kikannbetukennsinn/index.html>



## 健康づくり宣言

健康管理係  
(082) 513-4956

「健康づくり宣言」は，組合員の皆さんの生活習慣の改善や健康の保持増進を目的とした事業です。

健康づくりの取組を宣言してエントリーし，90日以上取り組んで報告された方に，抽選でラッキー賞を贈呈します。

- 対象者** 公立学校共済組合広島支部組合員（任意継続組合員及び被扶養者を除く。）
- 事業内容** 個人又はチームで健康づくりに関する宣言及び取組期間（令和4年9月1日から令和4年12月31日のうち連続した90日間）を設定し，申し込んでください。取組期間終了後，報告書を提出してください。
- 申込期限** **令和4年9月30日(金)**



みんなで参加して健康的な生活習慣とラッキー賞を手に入れよう！簡単なことでも継続することが大切です。

令和3年度は参加していただいた方にカーブグッズ，さらに!!抽選で約90名様にカーブ・サンフレッチェのチケットをプレゼントしました！

※ 内容は変わる可能性があります。



※ 詳細及び申込方法については令和4年8月19日付け通知を御覧ください。

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/kanri/kenkodukurisengen/index.html>





国・公・私立学校教職員のための

# アイリスプラン

アイリスプランは、  
国・公・私立学校教職員  
のための経済生活支援事  
業です。



## 年金コース

内容が見てすぐ分かる  
動画があります！！

(財団のホームページからも  
ご覧いただけます)



在職中から積立てを開始して、将来の公的年金を補完するための年金制度です。

- Point 1** 毎月**2,000円(2口)**から積立を手軽に始められ、  
毎年1回、**口数を自由に変更**できます。
- Point 2** 予定利率は**年1.25%**(令和4年4月1日現在)です。  
※予定利率は今後変更となる可能性があります。
- Point 3** 「**個年型**」(個人年金保険料控除の対象) } があり、両方加入も可能です。  
「**一般型**」(一般生命保険料控除の対象) } (動画でも説明しています)  
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる可能性があります。



## 医療・日常事故コース

病気・ケガによる入院等に対応した「医療入院コース」と、  
日常的なケガや交通事故、法律上の賠償責任も補償する「日常事故補償コース」の  
2つからなる制度です。

- Point 1** 医療入院コースは、**日帰り入院**から保障。  
**満90歳まで契約更新**できます。
- Point 2** 日常事故補償コースは、**個人賠償※を最高1億円まで補償!**  
※自動車事故および職務遂行に起因する損害賠償は対象となりません。
- Point 3** どちらのコースも、**退職後もご利用**いただけます。  
「自転車保険」としても  
ご利用いただけます

募集期間(資料請求受付期間)は、例年9月中旬～10月下旬にかけてです。  
詳細は9月中旬に職場で配布されるリーフレットをご覧ください。

事業主団体：一般財団法人 教職員生涯福祉財団  
制度内容等詳細についてはパンフレットをご確認ください。

承22-企-02 (2204)  
MY-A-21-LF-008373

## 臨床心理士ひとことコラム～シリーズ「セルフケア」～

### 「嫌いなクセも“能力”です！」

人は皆それぞれに“クセ”を持っています。自分や誰かの「イヤだな」と思うところを「**～できる能力**」と言い換えてみると、そのことが好意的に見えて気持ち楽になることがあります。例えば、「いつも朝寝坊で朝の支度をバタバタする自分がイヤだ」を、「**疲れた自分を休ませる能力がある**」、「**自分の身体のサインを正直に受け止める能力がある**」、「**時間に間に合わせる段取り力とそれを実行する瞬発力がある**」、「**毎朝のバタバタを繰り返せる耐久力がある**」、「**遅刻しても開き直って切り替えられる能力がある**」などと言い換えてみるとどうでしょうか（笑）。

難しく感じる人は、**無理やりでも「能力」とつけて言い換えてみる**のがコツです。練習することで上手になります。まずは、楽しみながら、簡単なものから試してみてください。

（ ころの健康心理相談員 韓 彩路 ）



## 組合員とその被扶養者の皆様にご利用いただける健康相談事業

公立学校共済組合

### Web相談(ころの相談)

電話でメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のためにWeb上で24時間、ご相談を受け付けます。

URL <https://www.mh-c.jp/>

ログイン番号 783269

●臨床心理士が3営業日以内を目処に個別に回答

### 介護電話相談 NEW 令和3年7月から介護電話相談の時間を延長しました

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えいたします。

通話料 無料 **0120-515-579**

月～土曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回20分程度

### 電話・面談メンタルヘルス相談

「心の専門家」の臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

通話料 無料 **0120-783-269**

電話相談 月～土曜日 10:00～22:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回20分程度

面談予約 月～土曜日 10:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回50分程度

●面談によるカウンセリングは1人年間5回まで無料

●無料で面談によるカウンセリングをご利用頂くには、初回申込みを上記フリーコールで予約する必要があります。

●面談は全国主要都市の契約カウンセリングルームにて実施

プライバシーは厳守されます。安心してご利用ください。

### 女性医師電話相談

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。(予約制)

通話料 無料 **0120-215-579**

月～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始を除く)

●利用時間 1回20分程度 ※利用対象者は女性のみ

### 教職員電話健康相談24

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

通話料 無料 **0120-24-8349**

●一般健康相談、専門医相談(予約制)、小児救急相談に対応

●利用時間 1回20分程度

携帯電話からもご利用できます。(通話料無料) 詳細は、公立学校共済組合ホームページ掲載の利用者規約をご覧ください。トップページ→組合員専用ページ→健康相談事業のご案内  
本サービスは資料作成時点のものを記載しており、本サービスの諸条件・運用規則や内容等は今後変更される可能性があります。

## 芸術・文化鑑賞招待

ネット申込みに移行しました!

招待人数	各招待事業ごとに掲載
申込資格	公立学校共済組合広島支部の組合員（希望があれば、 <b>家族1人</b> の同伴ができます。） ※ <b>申込時及び招待日に組合員資格のある方</b> （任意継続組合員を除く。）
申込方法	<p><b>広島県電子申請システム</b>から申し込んでください。 支部ホームページの「<b>該当ページ</b>」から広島県電子申請システムの申込ページにアクセスできます。</p> <p>[<b>該当ページ</b>] 広島支部→厚生サービスを利用する →プロ野球観戦/プロサッカー観戦/芸術文化等鑑賞招待</p> <p><a href="https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/reflesh/kansen/index.html">https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/kousei/reflesh/kansen/index.html</a> (右の二次元コードからもアクセスできます。)</p> <p>※ 郵送での申込みも可能です。 ※ 申込みの際にいただいた個人情報、この事業の実施以外には使用しません。</p> 
招待者の決定方法	申込者が多数の場合は、抽選により招待者を決定します。 (抽選もれの方にはお知らせしません。あらかじめ御了承ください。)
招待券の送付方法	招待券は、 <b>組合員宛てで所属所</b> にお送りします。 ※ 催物によっては、送付が遅れることもあります。
その他	<p>※ 最新の情報は、支部ホームページに掲載します。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、抽選後に招待できなくなる場合もあります。当選された方は、必ず、主催者のホームページ等で開催状況を確認して御参加ください。</p> <p>※ 事業が年度内に延期となった場合、当選者に延期後の事業を御招待します。中止となり、代替事業がない場合は、別の事業への招待などはできません。</p>

### ◇芸術・文化鑑賞招待事業◇

- 同一カード番号で複数枚の申込みはできません。

カード番号	招待事業内容
A06	<p><b>広響 第3回東広島定期演奏会 “挑”</b> <span style="float: right;">招待人数 30名</span></p> <p>音楽界の重鎮として多くの後進を育ててきた汐澤安彦。80歳を超えてますますストイックに音楽と向き合い、情熱的なタクトで円熟の音楽を紡ぐその姿勢にあらためて評価が高まっています。モーツァルトがコンスタンツェと結婚した翌年にリンツ滞在中に書いた36番は、わずか4日で書き上げたとは思えない傑作。アラビアンナイトの物語をテーマにしたリムスキー＝コルサコフの代表作シェエラザードはその幻想的な世界観を管弦楽法の大家として面目躍如の圧倒的なオーケストレーションで仕立てた作品。遠い異国の世界に誘われます。</p> <p>日 時：2022年11月13日（日）14:15 開場 15:00 開演 会 場：東広島芸術文化ホールくらら大ホール 指 揮：(変更前) 汐澤安彦 ⇒ (変更後) 沖澤のどか 曲 目：モーツァルト：交響曲第36番八長調K.425「リンツ」 リムスキー＝コルサコフ：交響組曲「シェエラザード」作品35 <b>申込締切日 10月5日（水）必着</b></p> <p>※当初の予定から出演者が変更になっております。詳細は広島交響楽団ホームページで御確認ください。</p>

カード番号	招待事業内容
A07	<p>広響 第426回定期演奏会 “挑”</p> <p style="text-align: right;">招待人数 80名</p> <p>カンプルランは前回の「幻想交響曲」で好評を得ての再登場。ウィーン・フィル、フルート奏者のアウアーは2020年の来日が叶わず、改めての招き。フルート界では定番曲の仲間入りを果たしたと言って良い尾高尚忠の協奏曲を。カンプルランとは得意とするメシアンの周年に合わせた小品と、シェーンベルクの大作交響詩に挑戦します。ピカソの初期の画風を観るとそのずば抜けたデッサン力から絵画の基本においても他の追随を許さないことが解ります。シェーンベルクも同様に初期に作曲された本作における甘美なメロディや複雑な和声と大編成を駆使したオーケストレーション等、並々ならない才能を是非とも感じてください。</p> <p>日 時：2022年11月19日（土）14:00 開場 15:00 開演            会 場：広島文化学園 HBG ホール            指 揮：シルヴァン・カンプルラン    フルート：ワルター・アウアー            曲 目：メシアン（没後30年）：忘れられし捧げもの                  尾高尚忠：フルート協奏曲作品30b                  シェーンベルク：交響詩「ペレアスとメリザンド」作品5</p> <p style="text-align: right;">申込締切日 10月5日（水）<b>必着</b></p>

●申込二次元コード



**パソコン、スマートフォンから  
応募ができるように  
なりました。**



\* 今後招待予定の芸術・文化鑑賞について御紹介します。各申込締切日は、定期発行の「福利ひろしま」を御覧ください。

カード番号	招待事業名	開催日	実施会場
A08	広響 第29回福山定期演奏会 “挑”	2月5日（日）	ふくやま芸術文化ホールリーデンローズ
A09	第69回日本伝統工芸展	2月15日（水） ～3月5日（日）	広島県立美術館
A10	広響 第428回定期演奏会 “挑”	2月23日（木祝）	広島文化学園HBGホール

